



みらいえ相続 グループ

私たち【みらいえ相続グループ】は
税理士・行政書士・不動産の専門家が運営している
相続専門のグループです

運営

みらいえ相続グループ

税の専門家	みらいえ相続税理士法人
遺言書作成の専門家	みらいえ相続行政書士法人
相続物件の専門家	みらいえ相続不動産(株)
自分らしく暮らすための 高齢者自立支援サポート	特定非営利活動法人 みらいえ相続

その他専門家もサポート

証券会社／弁護士／司法書士／生命保険会社
土地家屋調査士／不動産／銀行／社労士

相続税に関する個別具体的なご相談(税理士法第2条第1項第3号に定める
税務相談)は、出張相談またはみらいえ相続税理士法人にて承ります。

相続のお悩み
ワンストップで解決いたします



証券会社



生命保険会社



不動産



弁護士



みらいえ相続
グループ



銀行



司法書士



土地家屋調査士



社労士

相続に関する専門家があなたをトータルサポートいたします

【問い合わせ先／全国共通】 TEL.0120-957-339



みらいえ相続グループ
みらいえ相続税理士法人 みらいえ相続行政書士法人
みらいえ相続不動産(株) 特定非営利活動法人みらいえ相続



仙台第一生命タワービルディング 16階



みらいえ相続
仙台三越サロン



仙台三越定禅寺通り館1階

『遺言』

あなたの大切な人のために
考えてみませんか？



みらいえ相続
グループ

みらいえ相続の 遺言コンサルティング

みらいえ相続の遺言コンサルティングは
お客様の現状やご希望・ご要望をお伺いした上で
お一人お一人に合わせた唯一の遺言書を作成し
財産を遺す方と遺された方、双方の未来を
一緒に作り上げるサービスです。

遺言書でできること あなたの想いを、 相続人に遺すことができます

- ・ 財産をどのように分けるのか決められます
- ・ 自分の財産を渡したい人、渡したくない人を明確にできます
(相続人以外も可)
- ・ 会社経営者などは事業承継の方針を示せます

遺言の種類 弊社では、公正証書遺言をおすすめしております

- 公正証書遺言** 公証人役場で公証人が作成し、公文書として強力な効力を持ち、家庭裁判所での検認手続が不要です。
- 自筆証書遺言** 本人が自筆で作成する遺言で、手軽で費用がかからないが、形式不備などで無効になるリスクがあります。

みらいえ相続グループ遺言パッケージ 12項目

- | | | | |
|--------------|--------------|---------------|---------------|
| 1 課題の整理 | 2 戸籍・不動産資料収集 | 3 不動産AI査定 | 4 財産目録作成 |
| 5 プランニング | 6 財産の分け方 | 7 取得財産の数値化 | 8 遺言執行人に当社名記入 |
| 9 公正証書遺言案文作成 | 10 公証人との調整 | 11 証人の手配・立ち合い | 12 任意後見契約 |



遺言作成を税理士に頼むメリット

相続税・所得税の対策を事前に相談できます

税金に関する豊富な知識を持つ税理士が、資産分配や相続税の節税方法についての的確なアドバイスと提案を行います。

相続税の金額を想定できます

相続予定の遺産金額を基に、税理士が相続税を試算することで、相続税額を事前に把握することができます。相続税がかかる場合は、その納税対策についても事前に計画を立てることが可能です。

二次相続も考慮することができます

遺産を相続した配偶者が亡くなると、新たに相続が発生します。これを「二次相続」といいます。配偶者が財産を相続する際には、配偶者の税額軽減や非課税枠を利用できる場合がありますが、二次相続ではこれらの控除や非課税枠を活用することができません。そのため、税理士は二次相続を見据えた上で、最適な相続プランを設計してくれます。

遺言執行者を税理士に頼むメリット

相続税とセットで依頼できます

税理士に遺言執行を依頼すれば、相続税申告もまとめて依頼できる点がメリットです。遺言書作成をサポートした税理士なら、スムーズに遺言執行が可能です。同じ税理士に依頼することで、手続きがさらに効率的に進められます。

遺産の分割方法に役立つアドバイスができます

遺言書の内容で代表的なものは財産に関することです。遺産相続内容を記載する遺言書だからこそ、税の専門家である税理士に相談するのが適切です。